

東京都認知症疾患医療センターのあり方について

～ 東京都認知症対策推進会議 認知症医療部会報告書 ～

1 認知症の人と家族を取り巻く状況

- 都内の認知症高齢者は、平成 28 年 11 月時点の約 41 万人から、平成 37 年には約 56 万人に達すると推計。また、若年性認知症の人は、都内に約 4 千人と推計。
- 認知症高齢者の約 6 割は、居宅(在宅)で生活。

2 東京都認知症疾患医療センターの整備状況

- 東京都認知症疾患医療センターの整備方針

- ◆ 島しょ地域を除く区市町村に、認知症疾患医療センターを1か所ずつ整備。
- ◆ 平成 24 年度に指定した認知症疾患医療センターは、地域拠点型認知症疾患医療センター(以下「地域拠点型センター」)に移行。
- ◆ 区市町村における認知症医療・介護連携の推進役として、新たに地域連携型認知症疾患医療センター(以下「地域連携型センター」)を整備。
- ◆ 地域連携型センターは、「病院型」及び「診療所型」の2類型とする。
- ◆ 地域拠点型センターは地域連携型センターの役割を兼ねる。

- 平成27年度から地域連携型センターの整備を開始し、平成30年3月までに、地域拠点型センター12か所、地域連携型センター40か所の計52か所の認知症疾患医療センターを指定。

3 東京都認知症疾患医療センターの機能

(1) 東京都認知症疾患医療センターの役割

- ① 認知症に係る専門医療機関として、認知症の人に対する様々な医療を適切に提供できる体制を構築する役割
- ② 認知症に係る地域連携の推進機関として、認知症の人が地域で安心して生活を継続できるようにするための支援体制を構築する役割
- ③ 認知症に係る人材育成機関として、地域における認知症専門医療の充実と、地域における認知症対応力の向上を図る役割

(2) 東京都認知症疾患医療センターの基本的な機能

- ① 専門医療相談
- ② 鑑別診断・初期対応
- ③ 身体合併症、行動・心理症状の対応
- ④ 地域連携の推進
- ⑤ 専門医療、地域連携を支える人材の育成
- ⑥ 普及啓発

(3) 地域拠点型認知症疾患医療センターにおける機能

- ① 二次保健医療圏におけるネットワークづくりの推進
- ② 認知症医療従事者等向けの研修の実施
- ③ 認知症アウトリーチチームの配置

4 東京都認知症疾患医療センターの今後のあり方

(1) 東京都認知症疾患医療センターの機能の充実

今後の認知症高齢者の増加を見据え、認知症疾患医療センターが、地域の認知症医療の中心的役割を担う専門医療機関として取り組むことが期待される事項を記載。

ア 認知症の人と家族介護者等への支援

- 軽度認知障害(MCI)や初期段階の認知症の人に対する専門職によるサポートの場づくりや生活機能を維持する取組の実施。
- 専門医療機関としての特性を活かした、家族介護者等への支援の実施。

イ 認知症アウトリーチの機能

- 認知症アウトリーチチームは、認知症初期集中支援チームだけでは対応が難しい人等への訪問支援、二次保健医療圏域内の認知症初期集中支援チームの活動支援を実施。
- 認知症疾患医療センターの訪問相談等を活用し、地域の支援体制を充実。

ウ 地域連携機能

- 専門医療機関として、行動・心理症状への非薬物的な対応や適切なケアの手法などの普及啓発・人材育成を進め、地域の認知症対応力を向上。
- かかりつけ医・認知症サポート医・区市町村等との連携の推進に向けた取組を強化。
- 認知症の人への切れ目のない支援を行うための多職種協働をバックアップ。
- 身体合併症への対応など、認知症疾患医療センター間の連携の促進。

(2) 東京都における認知症医療体制の充実に向けて

ア 認知症疾患医療センターの活動への支援

- 都は、認知症疾患医療センター職員のスキルアップのための研修や情報交換会の実施など、センターの活動の充実に向けた支援を実施。
- 区市町村は、認知症疾患医療センターをはじめ、地域の関係者等との協働を推進し、認知症の人の意思を尊重し、地域での生活を支えていくための支援体制を構築。

イ 認知症疾患医療センターの今後の整備

- 檜原村においては、地域の医療資源等の状況を踏まえ、認知症疾患医療センターの設置に限らず、認知症医療体制を確保するための支援策を検討。
- 島しょ地域については、認知症支援推進センターによるバックアップ体制を整備し、認知症支援体制の構築を支援。
- 区市町村ごとに整備した認知症疾患医療センターの活動を充実することにより、地域における認知症に係る支援体制の構築を支援。